

I 認可地縁団体制度とは

1 認可制度の目的

平成3年まで、地縁団体は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体であったため、法的には「権利能力なき社団」となり、契約や不動産登記の主体になることはできませんでした。

自治会が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題等が発生するなどの不都合が生じていました。

このような不都合を解消するために、平成3年に地方自治法（260条の2）が改正され、自治会が市長村長の認可により法人格を取得（以下「法人化」という。）できるようになりました。

法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記ができ、一度団体名義で登記すれば、以後代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。

（※）従前は認可要件として、不動産又は不動産に関する権利などを保有することが必要でしたが、地方自治法の改正により、保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能となりました。（R3.11.26～）

2 対象団体とは

地縁団体とは、「町または字の区域、その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としている団体のことを言います。

したがって、いわゆる自治会、町内会を対象としており、次のような団体は対象となりません。

①構成員に対して住所以外の特定の属性（性別や年齢など）を要する団体

【例】青年団、婦人会、老人会、子ども会など

②特定の目的の活動だけを行う団体

【例】スポーツ少年団、伝統芸能保存会など

3 認可の要件

地縁団体が法人格を取得するためには、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体は、スポーツや社会福祉などの特定な活動を目的とするものではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っていないとされません。

(2) 自治会の区域が、客観的に明らかなものとして定められており、この区域が相当の期間にわたって存続していること。

区域は、その自治会が安定的に存在しているものとして判断されるものです。この認可を受けるために新たに区域を設定したり、区域が不安定な状態にある自治会に対し認可は行えないとされています。

区域が不明確若しくは流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となるほか、自治会の活動に当たっても支障をきたす恐れがあります。

区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。

(3) 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

「すべての個人」とは、「年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味ですので、これに反するような構成員の加入資格等（年齢・性別・入会金の納入など）を定めることは認められません。

また、「相当数」とは、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には「相当数」とみなされます。

(4) 所定の要件を満たした規約を定めていること。

法人格を得る上では、規約を定めて自治会の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

規約には次の8つの事項を必ず定める必要があります。（詳細は規約例参照）

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 目的 | ⑤ 構成員の資格に関する事項 |
| ② 名称 | ⑥ 代表者に関する事項 |
| ③ 区域 | ⑦ 会議に関する事項 |
| ④ 主たる事務所の所在地 | ⑧ 資産に関する事項 |

Ⅱ 認可申請手続き

1 認可申請手続きの流れ

【自治会】

■自治会の皆さんで話し合い

- ・保有又は保有予定の不動産等の確認、問題点の整理
- ・法人化に向けての協議・検討

■申請の準備

○総会の開催準備

- ・総会に諮る議案の整理
※現行の規約等において正式に総会を開催してください。
役員会などでは決められません。

○規約案の作成

- ・規約例により作成

○区域の確認

- ・区域は番地や区域図等で明確しておく必要があります。

○構成員名簿の作成

- ・区域の住所を有する者のうち、相当数（過半数以上）が構成員となる必要があります。

○代表者の選任準備

■総会の開催

- ・認可申請の意思決定
- ・認可に係る重要事項の議決

■認可申請書類の作成・提出

- ・申請に必要な書類の作成
- ・代表者が企画政策課に提出

■法人格の取得

- ・市長の告示をもって法人格の取得となります。

■不動産等の登記手続き

※不動産を保有する場合のみ

【企画政策課】

■事前相談

- ・手続の流れ、必要書類などの説明

■規約案の事前確認

- ・規約案について事前に点検を行いますので、必ず総会の開催前に規約案をご提出ください。

■認可申請種類の受理

■認可に係る書類審査

■市長による認可・告示・通知

2 認可申請するために町内会で決定すること

法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、自治会の現在の規約等に基づき正式に招集された総会を開催し、自治会の自主的判断により次のことを決定する必要があります。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ① 認可申請の意思決定 | ④ 代表者の決定 |
| ② 規約の決定 | ⑤ 不動産などで保有する資産の確定（不動産を保有する場合のみ） |
| ③ 構成員の確定 | |

〔注意点〕

※この議決は、役員会や評議会などでの議決は認められませんので必ず総会において決定してください。

※総会招集手続き等を定めた規約が現在の町内会に整備されていない場合は、まずこの点を整備する必要があります。

3 認可申請に必要な書類

認可申請には次の書類が必要です。

必要書類	留意事項等
①認可申請書	所定の様式による※令和3年4月1日より、押印不要に。
②規約	規約は必ず見直し規約例を参考に作成してください。 規約案は総会前に必ず企画政策課の点検を受けてください。
③議会議決証明書	①認可を申請する旨の決定が記載されていること ②新しい規約の決定が記載されていること ③代表者の選任が記載されていること (議長・議事録署名人の署名・押印が必要)
④構成員の名簿	構成員全員の氏名・住所を記載したもの。 ※様式を参考に作成ください。上記の内容が満たされていれば、既存の名簿でも構いません。 ※認可地縁団体の構成員とは、区域に住所を有する個人であれば、「年齢、性別、国籍等」は問わないとされていますので、 <u>会員である場合には子供の名前なども記載する必要があります。</u> （会員にならなければ記載は不要） ※この名簿により、「認可要件」の相当数（過半数以上）が構成員となっていることを確認します。 ※構成員には法人及び住所を有していない人は含まれません。
⑤地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	■ 総会資料 ※事業報告、事業計画及び予算・決算書等
⑥申請者が代表者であることを証する書類	■ 代表者を受託した旨の承諾書 (代表者本人の署名・押印のあるものが必要)